

5月24日設立総会 第2号議案 平成15年度の活動方針

本会は、特定非営利活動促進法第2条別表に形る活動のうち、「社会教育の推進を図る活動」及び「較境の保全を図る活動」として、次に掲げる事業を行う（規約より抜粋）会 円。

- i,Q•j 太陽光発電
- (3) 太陽光発電に関する事業
- (4) 太陽光発電の紹介、斡旋
- (5) 太陽光発電に関する事業
- (6) その他、本会

- ・本会の組織運営状況の点検と見直し
- ・本会の規約・規則の点検と見直し
- ・太陽光発電に関わる制度・技術情報の基礎調査
- ・その他、事業活動・組織運営に関する調査・企画
- ・収益事業の検討（当面の間企画調査委員会が担当）

(2) 交流活動（交流活動委員会）

- ・各地域の交流会活動の立上げと運営体制の整備
- ・各種相談活動の試行と相談制度の検討
- ・電気事業者、関係官庁との情報交換
- ・その他、交流に関する活動

動（普及広報委員会）

- ・本会さ喉イ ク+8ヤ ヤ 一さ孔x憶+8レJ設画報

